

## 鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月19日

鹿沼市監査委員 高田 悅夫

鹿沼市監査委員 津久井 健吉

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（出先監査）

### 2 監査の期日

令和7年10月16日～10月17日

### 3 監査の対象

#### (1) 市民部

コミュニティセンター（板荷、西大芦、加蘇、北大飼、南摩、南押原、東大芦、菊沢、北押原、東部台、栗野、粕尾、永野、清洲）

### 4 監査の着眼点

#### (1) 公金収納事務

- ・現金収納の確認体制及び現金の保管体制は適正か。
- ・収納した現金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・出納事務は適正に行われているか。

#### (2) 準公金収納事務

- ・団体の現金等の管理は適正か。
- ・団体の経理事務のチェック及びその体制は適切か。

- ・団体にとって必要な諸規定は制定されているか、またその内容は適正か。
- ・本市職員が団体の経理事務を行う必要性はあるか。

(3) 各種団体に係る預金通帳の引き継ぎ状況

- ・団体の預金通帳の経理担当者の引き継ぎは適正に行われているか。

(4) 働き方改革

- ・時間外勤務、年次有給休暇取得、週休日の振替え等の手続きは適正に行われているか。
- ・時間外勤務命令は適正に行われているか。
- ・時間外勤務の上限を超えた場合の対応や職員の健康管理は適正に行われているか。

(5) コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）貸館時の管理状況

- ・貸館時の申請や鍵の受け渡し、返却等の手続きは適正に行われているか。
- ・貸館時において、高額品及び危険物を含む避難所開設用備蓄品等に問題が発生しないように適切に管理・保管が行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、監査対象の各コミセンに対して令和6年度における公金収納事務、準公金収納事務及び働き方改革に関する調査票により、書面による調査を行った。  
また、各コミセンの避難所開設用備蓄品について、危機管理課から関係書類を受領し、監査委員が担当者から事前に管理状況の聴取を行った。
- (2) 本監査として、監査対象の各コミセンを訪問し、所長及び担当職員から公金収納事務、準公金収納事務、各種団体に係る預金通帳の引き継ぎ状況、職員の働き方改革の状況、コミセン貸館時の管理状況等について、聴取及び質疑の他、現地確認を行った。

## 6 監査の結果

上記方法により監査した結果、公金収納事務、準公金収納事務、各種団体に係る預金通帳の引き継ぎ状況、職員の働き方改革の状況、貸館の手続き並びに鍵の返却等については、概ね適正であると認められたが、一部のコミセンで避難所開設用備蓄品の管理について不適切な状況が認められたため、必要な対応の検討が求められる。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

## 7 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

災害の多発化・激甚化、温暖化に伴う熱中症対策、コロナ禍による感染症対策等に対応するため、避難所となるコミセンで保管する避難所開設用備蓄品が年々、増加してきている。

備蓄品の中には、発電機等の高額品や発電機を使用するためのガソリン等の危険物も含まれており、鍵のかかる保管場所や危険物を保管するのに適した環境下での適切

な管理が必要な状況となっているが、建設当時は想定していなかった量の備蓄品を管理することになったことから、保管場所に苦慮しているコミセンも見受けられた。

また、基本的には登録された団体に対して貸館が行われているが、貸館時に利用団体がコミセンの出入口を解錠するため、一般市民の出入りが可能となることや、今後の条例改正により、営利目的で使用する団体に対しても貸館を行うことから、地域住民以外の使用も増加することが見込まれる。

上記のようなことから、鍵のかからない場所等で不適切な保管がされている備蓄品の管理について、盜難や危険物による事故の発生等の危険性が懸念される。

今後、各コミセンにおいて、備蓄品の適切な管理が行えるように、施設内での保管場所の変更や、必要に応じて、備蓄品の管理をコミセンに依頼している危機管理課が災害備蓄品用の屋外倉庫を設置する等の対応について検討を望むものである。

## (2) 意見

監査対象となった各コミセンにおいて、準公金収納事務に係る各団体の預金通帳を7冊から20冊管理していた。預金通帳・キャッシュカード及び銀行印については、各コミセンにおいて所定の方法により保管されており、その管理体制については適正であるものと認められたが、金額の大小にかかわらず、各種団体より預かっている準公金であるため、各コミセンの職員には、引き続き保管方法に注意していただきたい。

なお、コミセンにおける準公金管理事務を含む各種団体事務については「各種団体事務取扱要綱」にあるように、『各種団体が自主的に運営され諸活動がより一層活性化するよう育成指導する責務はある』と考えるが、団体事務が、担当職員の負担になっているように見受けられた。特に、近年、金融機関において口座の名義変更時等の本人確認の厳格化により、各団体の代表者等が変更になった際の口座の名義変更を適切に行うことができていないコミセンも一部、見受けられた。コミセンは、地域コミュニティを支える各種団体の運営にとって重要な役割を担っているが、その設置目的を踏まえ、これからコミセンのあり方と合わせて、市民協働のまちづくりの視点から各種団体の事務取扱いについて検討していくことを望む。